

第44回山梨県環境保全審議会（平成27年5月25日開催）

審議事項(5)資料

生活環境の保全に関する条例に基づ
く規制基準（騒音関係）の一部変更に
ついて

大気水質保全課

山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準（騒音関係）の一部変更について

1 審議事項

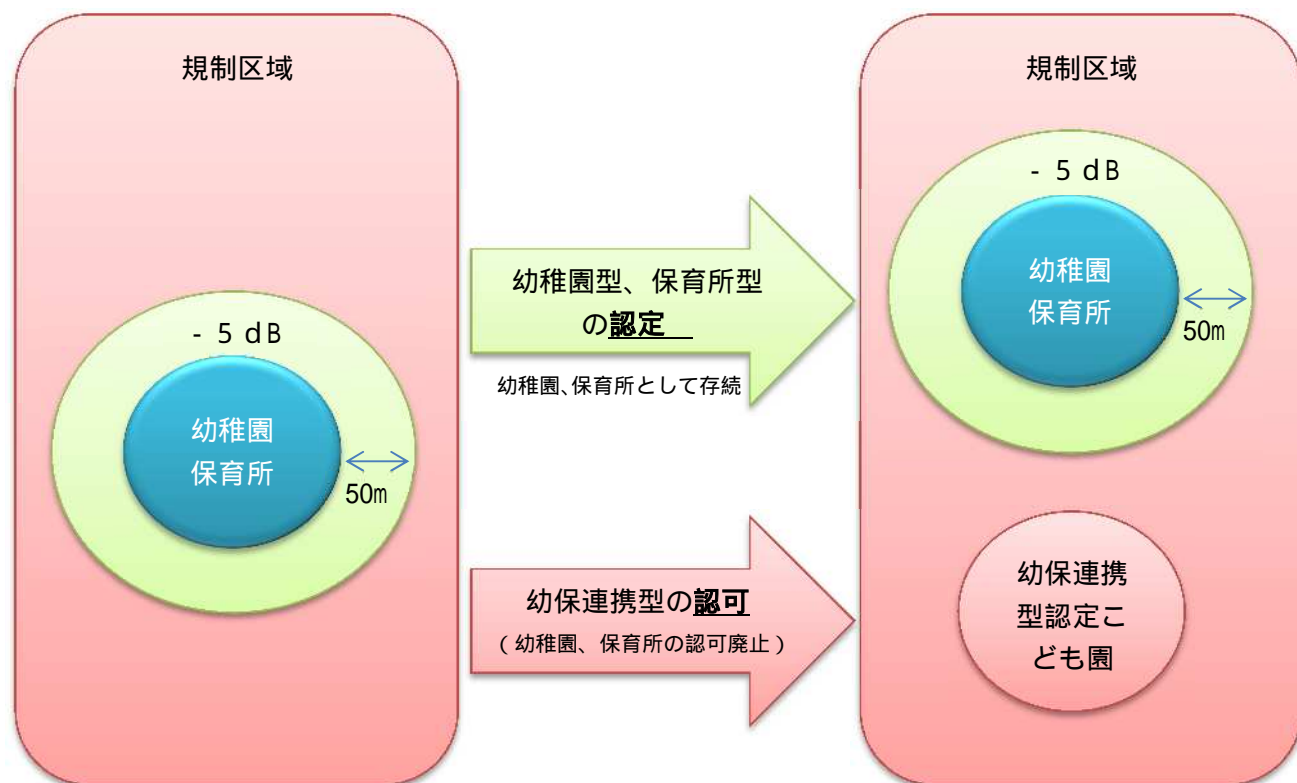
騒音規制法における特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準の一部改正等に鑑み、条例で規定する騒音に係る規制基準について、規制基準を強化することができる施設に「幼保連携型認定こども園」を加える。

2 騒音規制法に関する改正の概要

騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく規制基準や改善勧告の基準では、騒音による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館等）から一定距離の区域内については、他の区域より厳しい基準が規定されている。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正の施行に伴い、同法に新たに規定される「幼保連携型認定こども園」についても、学校や保育所と同様の扱いとする必要があることから、騒音規制法の関係告示の一部を改正した（平成27年4月20日公布、同日施行）。

3 認定こども園に対する条例規制基準の対応状況



幼稚園型及び保育所型のこども園は、学校教育法の学校（幼稚園）及び児童福祉法の保育所として従前のおりの扱いとなる。

一方、幼保連携型認定こども園へ移行した施設は、規制区域の基準における生活環境の保全は担保されるものの、移行前に保護されていた特に静穏を要する対象施設とはなっていない。このため、条例施行規則を改正し、幼保連携型認定こども園を対象施設に加える必要がある。

【参考_認定こども園】

幼稚園、保育所等のうち、下記の機能を備え、必要な職員の配置や面積要件等の基準を満たす施設で、都道府県等から認可もしくは認定を受けた施設が認定こども園であり、その一つが「幼保連携型認定こども園」とされる。

幼保連携型認定こども園は、平成24年8月の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」の改正により創設され、平成27年4月1日から制度が開始された。本県における幼保連携型認定こども園は、同年4月1日現在で15施設である。

認定こども園の機能

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

認定こども園のタイプ

- ・**幼保連携型**：現在の認可幼稚園と認可保育所のいずれの機能も併せ持つ施設として知事が認可
- ・**幼稚園型**：認可を受けている幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間も確保するなど、保育所的な機能を備えた施設として知事が認定した施設
- ・**保育所型**：認可を受けている保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能も備えた施設で知事が認定した施設
- ・**地方裁量型**：幼稚園・保育所いずれの認可も受けていないが、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する施設として当該地域から必要性を認められ、かつ認定こども園の基準を満たしていると知事が認定した施設

4 条例の規制対象施設と規制基準について

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和51年規則9号）__抜粋

（特定施設）

第三条 条例第二条第五項の規則で定める施設は、別表第二に掲げる施設とする。

別表第二(第三条関係)特定施設

四 騒音に係る特定施設

- 1 送風機(クーリングタワーに用いるもので、原動機の定格出力が七・五キロワット以上七・五キロワット未満のものに限る。)
- 2 機械プレス(金属加工用のもので、呼び加圧能力が九八キロニュートン以上二九四キロニュートン未満のものに限る。)
- 3 空気圧縮機(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上七・五キロワット未満のものに限る。)
- 4 石材切削機
- 5 コルゲートマシン
- 6 コンクリートプロックマシン
- 7 冷媒圧縮機(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)

(規制基準)

第八条 条例第二十一条の規則で定める規制基準は、別表第四のとおりとする。

別表第四(第八条関係)規制基準

二 特定施設に係る規制基準

4 騒音に係る規制基準

区域	規制基準(単位 デシベル)		
	時間の区分 昼間 (午前八時から午後七時まで)	朝・夕 (午前六時から午前八時まで) 午後七時から午後十時まで	夜間 (午後十時から翌日の午前六時まで)
第一種区域	五十	四十五	四十
第二種区域	五十五	五十	四十五
第三種区域	六十五	六十	五十
第四種区域	七十	六十五	六十

備考

- この表の第一種区域から第四種区域までの区域の区分は、騒音規制法第三条第一項の規定により知事(市の区域内の地域については、市長)が指定する地域で、同法第四条第一項の規定により区分した区域によるものとする。
- 第二種区域、第三種区域又は第四種区域内に所在する学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第七条に規定する保育所、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第三項に規定する診療所であつて患者の収容施設を有するもの、図書館法第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準はこの表の値から五デシベル減じた値とする。
- デシベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 騒音の測定場所は、騒音を発生する工場又は事業場の敷地境界線上とする。
- 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z八七三ーに定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。

(四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。

【参考_騒音規制法に係る告示】

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和三十二年山梨県告示第六十六号)_抜粋

二 規制基準

特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、次の表に掲げる第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する保育所、医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和三十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における当該基準は、同表に掲げる当該値から五デシベルを減じた値とする。

5 その他報告事項

拡声機の使用を制限する区域(審議事項対象外)についても、騒音に係る規制基準と同様に、「幼保連携型認定こども園」を加えることとする。

【参考】

山梨県生活環境の保全に関する条例規則(昭和51年規則9号)_抜粋

(拡声機の使用の制限区域等)

第三十一条 条例第四十四条第一項の規則で定める区域は、学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する保育所、医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所であつて患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和三十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲三十メートルの区域とする。